

練馬区地域包括支援センター運営方針 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="201 392 352 425"><b>前文 省略</b></p> <p data-bbox="201 488 783 568"><b>1 練馬区地域包括支援センターの運営体制</b></p> <p data-bbox="260 584 783 999"> <u>これまで練馬、光が丘、石神井、大泉の日常生活圏域に各1か所ある高齢者相談センター本所（センター）と25か所の支所が連携して高齢者の相談支援に取り組んできた。本所4か所には、「医療と介護の相談窓口」を設置し、医療や介護、認知症に関する相談への対応や、退院時の医療・介護関係者との連絡調整等を行ってきた。</u> </p> <p data-bbox="260 1014 783 1339">           平成30年4月、高齢者相談センター本所・支所体制を見直し、25か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化する。また、「高齢者相談センター」の呼称を、介護保険法上の名称である「地域包括支援センター」に改める。         </p> <p data-bbox="201 1397 783 1478"><b>2 練馬区地域包括ケアシステムの構築方針</b></p> <p data-bbox="231 1494 783 1671">           区内では、様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開している。他区よりも介護事業者が多いという強みもある。         </p> <p data-bbox="231 1686 783 1957">           このような練馬区の特徴を踏まえ、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していく。         </p> <p data-bbox="260 1973 783 2007">           センターは、総合相談支援や権利擁護等         </p>	<p data-bbox="809 392 960 425"><b>前文 同左</b></p> <p data-bbox="809 488 1391 568"><b>1 練馬区地域包括支援センターの運営体制</b></p> <p data-bbox="868 584 1391 855">           平成30年4月、高齢者相談センター本所・支所体制を見直し、25か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化した。また、「高齢者相談センター」の呼称を、介護保険法上の名称である「地域包括支援センター」に改めた。         </p> <p data-bbox="868 871 1391 1097"> <u>今後、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行う。</u> </p> <p data-bbox="809 1397 1391 1478"><b>2 練馬区地域包括ケアシステムの構築方針</b></p> <p data-bbox="839 1494 1391 1671">           区内では、様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開している。他区よりも介護事業者が多いという強みもある。         </p> <p data-bbox="839 1686 1391 1957">           このような練馬区の特徴を踏まえ、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していく。         </p> <p data-bbox="868 1973 1391 2007">           センターは、総合相談支援や権利擁護等         </p>

の包括的支援事業や、介護予防ケアマネジメント等を高齢者の身近な地域において一体的に実施することにより、地域包括ケアシステムの確立に向けた中核機関としての役割を果たしていく。

### 3 省略

#### 4 介護事業者、医療機関、民生委員等とのネットワーク構築の方針

- ・ 相談支援の実施等を通じ、町会・自治会、民生・児童委員、医療機関、介護事業者、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図る。
- ・ 民生児童委員協議会、地域密着型サービス事業者が実施する運営推進会議等、地域における様々な関係者の開催する会議に参加する。
- ・ 医療機関、介護事業者等を対象に、多職種による在宅医療・介護連携に関する事例検討会や研修等を計画的に開催する。
- ・ 個別ケース検討を行う「地域ケア個別会議」、自立支援の検討を行う「地域ケア予防会議」、地域の関係者で課題を共有する「地域ケアセンター会議」を開催し、地域課題の把握・解決やネットワークの構築を図る。

5 }  
9 } 省略

の包括的支援事業や、介護予防ケアマネジメント等を一体的に実施することにより、身近な地域における高齢者や家族への支援を充実し、地域包括ケアシステムの確立に向けた中核機関としての役割を果たしていく。

### 3 同左

#### 4 介護事業者、医療機関、民生委員等とのネットワーク構築の方針

- ・ 相談支援の実施等を通じ、町会・自治会、民生・児童委員、医療機関、介護事業者、介護家族の会、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図る。
- ・ 民生児童委員協議会、地域密着型サービス事業者が実施する運営推進会議等、地域における様々な関係者の開催する会議に参加する。
- ・ 医療機関、介護事業者等を対象に、多職種による在宅医療・介護連携に関する事例検討会や研修等を計画的に開催する。
- ・ 個別ケース検討を行う「地域ケア個別会議」、自立支援の検討を行う「地域ケア予防会議」、地域の関係者で課題を共有する「地域ケアセンター会議」を開催し、地域課題の把握・解決やネットワークの構築を図る。

5 }  
9 } 同左